CRPD第27条・一般的意見案へのコメント（2021年12月）No.５３

**労働及び雇用への障害者の権利に係る第27条に関する一般的意見草案**

**ポーランド政府の意見**

（JD仮訳）

・保護的労働市場の問題については、現在ポーランドで公開討論が行われている。保護的労働市場が正当化されるかどうかについては、障害者のなかに様々な意見がある。保護的または一般労働市場で働く障害者自身の意思が、条約の適用に際して常に考慮されなければならない。

・家族・社会政策省は、保護的労働市場を、一般労働市場では労働の機会がないか、保護的労働市場での雇用を意識的に選択する障害者にとっての労働及び雇用機会の選択肢と理解している。ポーランドの法律（「障害者の職業および社会リハビリテーション法」）によれば、保護的労働市場での雇用は、職業ワークショップまたはシェルタード・ワークショップにおける雇用と現在理解されている。前者は、公的基金で全額まかなわれており、収入はすべて従業員のリハビリテーションに充当される。

・二番目のタイプの事業主は、自由市場の一定の分野での他の企業と労働市場で競争する起業家である。彼らは同法により提供される様々な支援手段を活用するが、運営するためには利益を生み出す必要がある。究極的には、保護的労働市場は職業活動センターに焦点を当てることをわれわれは望んでおり、それは現状のものとの関連では多少修正した形式だろう。家族・社会政策省は、障害者権利条約第27条に従い、可能な限り、一般労働市場での労働が望ましいと認識する。何故なら、それは、障害者にとって開かれ、インクルーシブで、かつ、アクセシブルな労働及び雇用を選択する最大限の機会を提供するからである。

・しかしながら、いわゆる保護的な労働市場で働く一定の障害者グループの選択、自発的な気持ちおよび能力を尊重すると同時に、障害者が労働環境や労働形態を自由に選ぶ可能性を考慮すると、保護的な労働市場を維持する必要性もわかる。それは、一般労働市場で自らの場を見つける機会がない障害者が職につき、労働を行い、金を稼ぐ機会を提供する。同時に同省は、発達と経験のための機会を創出して、一般労働市場での雇用を奨励し、支持するための方法に取り組んでいる。同省は、障害者のために現在機能している雇用の解決策を考慮することを適切だと考えている。

さらに同省は、保護的労働市場に関する規定に注意を喚起したい。

・（草案の）パラグラフ16および17に関して

　保護雇用は、障害者のためのポーランドの雇用制度として存在している。しかしながら、障害者は一般または保護的労働市場での労働を選択できる。彼らに、保護的労働市場で働くことを強制することはできない。その意味では、ポーランドの法制は、障害者権利条約の規定に違反してはいない。障害者が一般または保護的労働市場のいずれで雇用されているかにかかわらず、彼または彼女は、最賃を支払われ、その上、差別から守られているということを指摘しておきたい。期限なしの雇用契約の締結に関する規定は、一般にも、保護的労働市場にも平等に適用される。

・パラグラフ97gに関して

　必ずしもすべての障害者が一般労働市場で働くことができるわけではない。健康上の制約で障害者のなかには保護的労働市場以外では働くことができない人びとがいるかもしれない。その理由では、保護的労働市場から一般労働市場への強制的移行の要請は、実行可能ではないかもしれない。

（翻訳：松井亮輔、春名由一郎）